

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）

3200号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

大雪湧水公園の水車小屋と雪山山系（北海道東川町）

もくじ

- 政 策 第3期「スポーツ基本計画」がスタート
「全国のスポーツによる「まちづくり」を応援します！」
- フォーラム 小さくても輝く尾瀬の郷Ⅱ群馬県片品村………スポーツ庁参事官 原口 大志（2）
- 随 想 住民自治と協働のまちづくり………福岡県大木町長 境 公雄（12）

コラム

地域を見る「眼差し」をつくる

東洋大学国際学部国際地域学科教授 沼尾 波子

見ることは愛があるが、見られることには憎悪がある。安部公房の小説『箱男』にこんな一節がある。私たちは他者との関係の中で仕事や暮らしを営むが、そこにおいて、見られることと見られることは時として等価ではない。見たい人、見られたい人、様々である。なかでも、自分に自信が持てないとき、見られることには臆病になりがちだ。

地域振興を考えるとき、自分たちの地域をよく見つけて、その特性を知ることが大切だと言われる。どんな地域にも魅力がある。それに気づくべく、しっかりと地域を見つめようと説明される。だが私たちは案外、地元のことをよく見ていないし、また外部からこの地域がどう見えるのか、またどう見られているのかということを確認できていない。

日々の思い込みから少し距離を置いて、客観的に、だがしっかりと地域を見つめる方法はないものか。そんなことを考えていたとき、北海道東川町を訪ねる機会を得た。

東川町は1985年に写真の町宣言を掲げた。全国の高校生が集い開催される写真甲子園、国際写真フェスティバルなど、地域の美しい景色、そこで暮らす人々を撮ることが日常の中にある。町には写真ギャラリーがあり、キュレーターが配置されている。

この取組みが興味深いのは、単に写真撮影イベントの開催や、町で撮影された写真を展

示するに留まらないことだ。ファインダーを通じて日常のある1コマを切り取るという作業、切り出された日常の1コマや、時にはそこに写された自分自身に對峙することで、地域の暮らしや自分自身を客観的に見ることに、見られることへの眼差しを作りだしている。

日常の何気ない1コマであっても、それをどう切り取るか、またそれをどのように焼き付けるかによって、出来上がった写真は全く違った印象を与えるという。小学校の総合的な学習の時間では、子どもたちが撮影した日常の風景や身近な人物が、専門家によりドキリとするような景色として切り出され、そのことに、子どもも大人もびくつき出すという。

一連の経験を経て、人々は見ることに見られることに慣れてくる。また、1つの風景を見ているとき、それは見る人によって、多様な見え方をするに気づくとき、個性の尊さや、多様性の受容という空気が生まれるのだと思う。東川町が多文化共生でユニークな政策を進めていることは、写真の町の取組みともあながち無関係ではなさそうだ。

撮る・撮られるという行為を通じて、自分と他者との距離が変わり、地域に対する眼差しが変わる。地域振興を考えるときに、一番大切でもある地域をよく見て地域を「知る」という行為を前に、写真という手法は大きな可能性を持っていると感じた。

写真キャプション

大雪山系からの豊富な伏流水によって回転する水車があり、雪解け水からなる自然の恵みを目にすることが出来る。奥に佇む北海道の屋根と言われる雪山山系には北海道の最も高い山である旭岳が位置している。緯度が高いため本州3,000m級と同じ気候を持っており、高山植物の花々はその美しさからアイヌ語で「カムイミントラ」（神々の宿る庭）と称されておりまさに楽園。

政策解説

第3期「スポーツ基本計画」がスタート
～全国のスポーツによる「まちづくり」を応援します！～

スポーツ庁参事官（地域振興担当） 原口 大志

第3期「スポーツ基本計画」の
策定

皆さま、「地方スポーツ推進計画」をご存じでしょうか？貴町村では、「地方スポーツ推進計画」を策定されていらっしゃるでしょうか？

まず「スポーツ基本計画」とは、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定めなければならないこととされている我が国のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。最初の第1期「スポーツ基本計画」は平成24年3月に策定され、平成24年度からスタートしました。

今般、その次の計画にあたる第2期「スポーツ基本計画」（以下「第2期計画」という。）が令和3年度を期末とすることを受け、1年強のスポーツ審議会での審議を経た令和4年3月25日に、第3期「スポーツ基本計画」（以下「第3期計画」という。）が策定されました。現在、今年度からの5年間の期間とする第3期計画がスタートしたばかりの状況にあります。

スポーツ基本法第10条では、各地方公共団体は国の「スポーツ基本計画」を参酌して、「地方スポーツ推

進計画」を定めるよう努めるものとされています。全国状況を見わたしますと、第2期計画期間中の令和2年12月時点のデータになりますが「地方スポーツ推進計画」の策定状況は、都道府県にあっては93・6％、指定都市にあっては100％と高い割合となっているものの、市区町村については33・2％に留まっています。

後述しておりますが、実はどの市区町村であっても「地方スポーツ推進計画」に記載できる内容は無限です。まだ地方スポーツ推進計画を策定していない町村におかれましては、以下をお読みいただき、住民の皆さまのためにも策定をご検討いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、策定済みの町村を含め全国の町村の皆様がスポーツ行政を進めるに当たっては、新たな第3期計画を十分に理解いただきたいと思っております。

以下では、各町村の皆さまが第3期計画を読むうえで参考としていただきたいポイントについて、いくつか述べます。

第3期計画の「スポーツによる
「まちづくり」の全国での加速化

「スポーツ」という言葉を聞いた

時、多くの方が無意識にイメージされるのは、オリンピック・パラリンピックやその他の国際競技大会などの競技振興ではないかと思えます（スポーツ「の」振興）。しかし、「スポーツ」は、それだけではありません。地域の少子高齢化、地域住民の健康増進、地域の過疎化、地域経済の衰退が言われる中、スポーツは、これらの課題解決に活用できる最適なツールです（スポーツ「による」振興）。

そうした、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった形でそれ自体を楽しむだけでなく、今多くの地域が抱えるさまざまな社会課題を解決に導くツールとしてスポーツを積極的に活用していただくという考え方が、スポーツによる「まちづくり」です。

第3期計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」と言う。）後にその「スポーツ・レガシー」として国が重点的に取り組むべき施策の1つとして、この「スポーツによる「まちづくり」」が盛り込まれ、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、それを全国で加速化させていくこととされています（第2部第3章(7)①ア）。

政策

なお、スポーツ庁では、東京大会等の「スポーツ・レガシー」として、

室伏スポーツ庁長官表彰
「スポーツ・健康まちづくり
優良自治体表彰制度」

こうしたスポーツによる「まちづくり」に積極的に取り組もうとする自治体を応援するため、東京大会開催前の令和3年1月に「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」

を創設しました。

第1回目の表彰となる昨年度令和3年度では30自治体が受賞され（うち町村は8※）、コロナ禍の谷間となった12月に都内でリアル開催され

▼「第3期スポーツ基本計画」P.52から抜粋

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

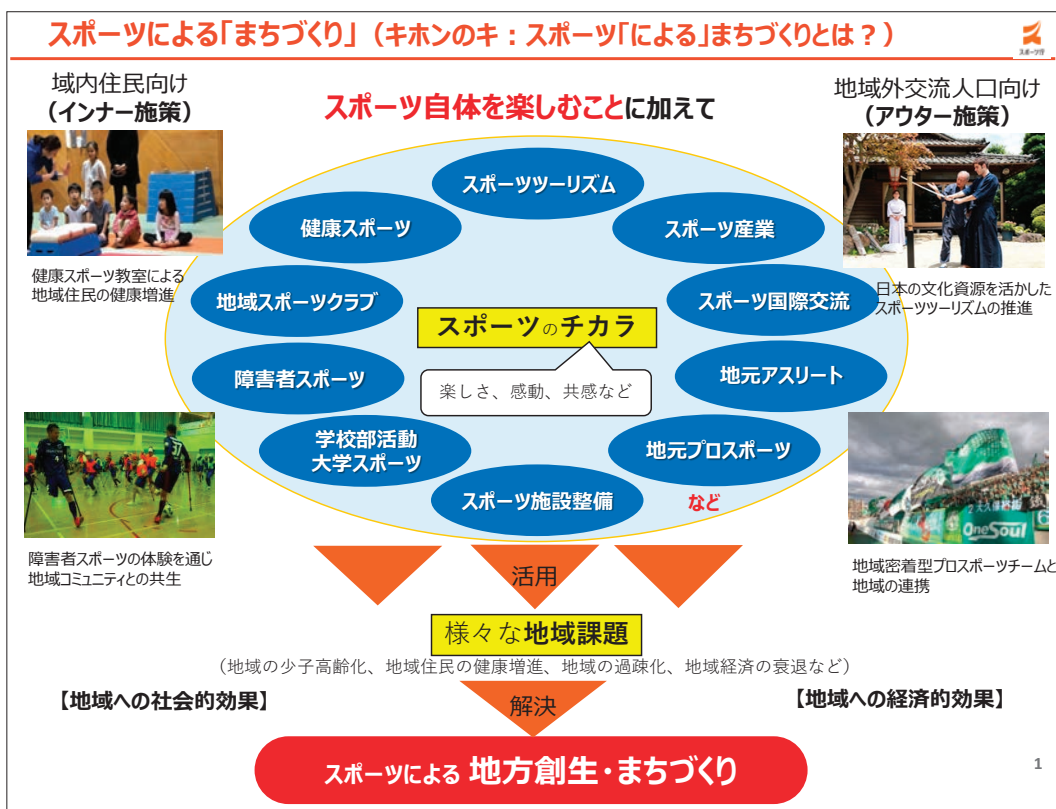
(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

① スポーツによる地方創生、まちづくり

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

ア 国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に従い、東京大会等の「スポーツ・レガシー」としてのスポーツによる地方創生、まちづくり※の各地の更なる取組を促進するための推進体制を強化するとともに、全国で活用されている地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊など国の施策の活用事例の周知を図りながら、スポーツ庁の主導の下、関係府省庁と連携・協力して、地域により特色ある「スポーツ・健康まちづくり」の創出を全国で加速化させる。

※第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「スポーツ・健康まちづくり」と呼称。



た式典「スボまち！長官表彰2021」には、北は北海道から南は沖縄県まで、県から村までの29自治体の首長さまに参加いただき（町村は全てご参加）、室伏長官から直接表彰状をお渡しいたしました。この模様については、新聞・テレビの全国メディアはもちろん、何よりも各自自治体の地元メディアで盛んに報道されました。現在もいくつかの全国メディアから受賞自治体の取組への関心が示されており、スポーツ庁としても今後もさまざまな媒体を活用して受賞された取組を広く全国へアピールしてまいります。

本表彰は、本年度令和4年度以降も続けてまいります。皆さまとともに、さらにスポーツによる「まちづくり」を全国に広げていきたいと思っております。全国1,800弱の自治体のうち昨年度応募に至らなかった町村におかれましては、1周年となる次回にご応募いただき、スポーツ庁と一緒に「我がまち」を全国にアピールいただければと思っております。

※受賞8町村…北海道東神楽町・増毛町・壮瞥町、山形県庄内町、茨城県境町、長野県野沢温泉村、鳥取県湯梨浜町、広島県北広島町

政 策

●スポーツ・健康まちづくり優良自治
体表彰制度

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1384512_00002.htm



第3期計画②・スポーツによる
「まちづくり」を加速化させてい
く上での「発想の転換」

第3期計画では、スポーツによる
「まちづくり」を全国で加速化させ
ていくに当たって、次のような「発



▲29首長が勢ぞろい

想の転換」を求めています(第2部
第3章(7)①イ)。

スポーツ基本計画は国の計画です
ので、第3期計画は形式的には国に
対して「発想の転換」を求めており
ます。しかし、これらの「発想の転
換」は、各自治体が地方のスポーツ
行政を進めていくうえにおいても取
り入れることのできる視点だと思
います。

ここでは、特に重要なポイントを
ご紹介したいと思います。

1点目です。スポーツ部局、観光
部局、健康福祉部局などの縦割りの
枠の中で事務的に取り組むと、間に
落ちてしまうものが多いのではない



▲満員盛況の中で開催

かと思っています。我々が取り組もうと
しているのは単なるスポーツ、観光、
健康、福祉の取組ではありません。

「まちづくり」です。「まちづくり」
ですから、首長や企画部局の強い
リーダーシップのもとに、これらの
部局にヨコ串を入れ、さらには、地
域住民や民間企業など多様な主体と
積極的に連携・協力することが不可
欠です。(第2部第3章(7)①イボ
ツ目)

2点目です。「まちづくり」です
から、手法としては、目立ちやすい
「スポーツツーリズム」のような外
から人を呼び込み稼ぐ「アウター施
策」だけでなく、例えば、健康スポー
ツ教室や総合型地域スポーツクラブ
などのような地域住民向けの「イン
ナー施策」も含めて、総合的に進め
る必要があります。(第2部第3章
(7)①イ3ボツ目)

3点目です。地元プロスポーツ、
健康スポーツ、障がい者スポーツ、
地域スポーツ、学校部活動、大学ス
ポーツ、地元アスリート、競技大会
国体、スポーツツーリズム、地域ス
ポーツ施設、民間スポーツ産業、国
際大会、スポーツ国際交流など、「全
て」の地域のスポーツ資源をツール
として積極的に活用することが重要
です。また未活用の資源はもちろん、

今活用している資源ももっと活用す
る余地はないか、改めて見直してみ
ましょう。

また、「スポーツ」と聞くと、皆
様が無意識にイメージするのは「学
校体育」あるいは「競技」としての
スポーツではないでしょうか。しか
し、スポーツによる地域振興の文脈
においては、エクササイズや体を動
かす日常的な身体活動全般を広く
「スポーツ」と捉えることが可能で
す。例えば、散歩や草刈り、防災訓
練、ゴミ拾い、雪下ろしなど、あら
ゆる身体活動をスポーツと捉えれ
ば、地域振興としてのスポーツの活
用の幅はグッと広がります。柔軟な
発想が必要です。(第2部第3章(7)
①イ4ボツ目)

最後の4点目です。地域住民のた
めの地方行政ですから従来からス
ポーツ行政においても当然スポーツ
による地域振興は取り組まれていま
す。しかしながら、とすると、そ
の地域振興は、スポーツのついで、
競技振興の付随的なものとして取り
組まれてはいないでしょうか？ス
ポーツを「まちづくり」に積極的に
活用するには、むしろ、「まちづくり」
にどう「スポーツ」を活かそうか？
という逆転のアプローチを取ること
が重要です。(第2部第3章(7)①イ

政 策

▼「第3期スポーツ基本計画」P.52～53から抜粋

第2部 今後取り組むべきスポーツ施策と目標

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

(7) スポーツによる地方創生、まちづくり

①スポーツによる地方創生、まちづくり

(スポーツによる「地方創生」の加速化)

イ 国は、日々の具体業務の中で全国各地におけるスポーツによる地方創生、まちづくりを促進していくに当たって、以下のように「発想を転換」して進めていく。

・スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であり、例えば、地方公共団体の推進体制についても、スポーツ部局はもちろん、首長・企画部局の関与とリーダーシップの下、まちづくり部局、医療・介護・福祉部局、経済振興部局など、幅広い部局が連携して取組を進める必要があり、また、地域住民や企業等の多様な主体とも連携・協力して、「地域をあげて取り組む」ことが不可欠であること。

・スポーツの地方創生、まちづくりへの活用は、例えば、地域住民の健康づくり、社会連帯づくり等にもつながるものであり、「人への投資」でもあること。

・スポーツによる「地方創生」においては、従来のスポーツツーリズム等のアウトター施策に加え、インナー施策も含めて、総合的に進めることが重要であること。

・スポーツによる「地方創生」を促す触媒には、地元プロスポーツ、地域スポーツ、障がい者スポーツ、地元アスリート、スポーツ国際交流、スポーツ産業、部活動、地元大学スポーツ、地元スポーツボランティア、地元スポーツ施設等の様々な地域のスポーツ資源の全てがなりうる。また、地域振興における「スポーツ」とは、「競技スポーツ」だけでなく、散歩やゴミ拾い活動、地域の祭りなど、広く身体活動と捉えていくことが可能であること。

・スポーツによる「地方創生」に当たっては、従来のスポーツから地域振興へのアプローチを一歩進めて、むしろ、地域振興からスポーツへアプローチする逆転の発想に立ち、スポーツを地方創生に積極的に活用していくことが重要であること。

・スポーツによる「まちづくり」の形として、スポーツを軸としたライフスタイルへの革新も促進すべきこと。

5ポツ目)

第3期計画③：計画の全体像と、
地方の視点での計画の読み方

せっかくですので、第3期計画の全体像についても、簡単に触れてお

きたいと思います。

第3期計画は、2部構成となっています。第1部では我が国における今後のスポーツ施策の基本的な方向性、第2部ではその方向性に基づいた具体的な施策が整理されています。

えるかが整理されています。具体的には、「スポーツ」とは、①「する」

「みる」「ささえる」というさまざまな形で「自発的な」参加を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じること、に本質を持ち、人々の生活や心をよ

（第1部は、大切な内容ですが、特に理論的、抽象的な内容となっています。ここでは次の第2部の説明に進んでいただいても構いません。ご関心のあ

り豊かな「Well-being」の考え方にもつながる「スポーツそのものが有する価値」を持つものであることを基本とし、②スポーツを通じて「地域社会の再生」、「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」、「国民経済の発展」、「国際相互理解の促進」等の他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、さまざまな社会課題を解決したりすることができるといいます。そして、これら「スポーツの価値」の重要性が、特に第2期計画において、新型コロナウイルスの影響と東京大会という2つの大きな出来事により再確認されたとい

います。次に第2章では、このように整理された「スポーツの価値」が発揮されるために、第2部で述べる第3期計画において打ち出すべき施策の基本的な方向性について整理されています。第3期計画では、第2部での具体的な施策の基本的な方向性を示す上での基本的視点として、①スポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②スポーツに「あつまり、ともに、つながる」という視点、③スポーツに「誰もがアクセスできる」という視点の3つが新たに挙げられてい

政 策

ます。)

第2部では、第1部で整理された基本的な方向性に基づいて、具体的施策が整理されています。特に第3章では、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む具体的な施策として、学校部活動、地域スポーツ、競技強化に加え、DX推進、スポーツ国際交流、健康増進、成長産業化など網羅的に、(1)から(12)までの施策群に整理されています。このうち、スポーツによる「まちづくり」は、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」に位置付けられています。その内容は、すでに述べました「発想の転換」についてです。

(なお、第2部第1章では、東京大会の有形・無形の「スポーツ・レガシー」の継承・発展に向けて、特に重点的に取り組むべき6つの施策群に整理。また、第2章では、第1部第2章で示したスポーツを「つくる／はぐくむ」といった新たな3つの視点による我が国における今後のスポーツ施策の基本的な方向性に基づき3つの施策群に整理。いずれの章でも、具体的な施策の1つとして第3章(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」を引用し位置付け。)

最後に、第3期計画を地方の視点で読み込む際に、最も誤解されやす

く、「ご注意ください」ところを1点申し上げます。一見すると、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」は、これら(1)から(12)の施策群の中で独立完結した1つの閉じた施策と誤解されるかもしれません。しかし、(7)では、(1)から(12)までの12の施策群を地方が参酌するに当たっての考え

方を整理しているだけです。つまり、(7)は参酌する際の「入口」にすぎません。スポーツによる「まちづくり」には、(1)から(12)までの全ての分野・施策が活用し得るわけです(もちろん、実際に何が活用できるかは、地域ごとの特性や事情によっても異なります。)

第3期スポーツ基本計画(地方の視点から:国の計画の参考の仕方)

地方にとっては、全てが「地域振興のため」

各論(スポーツ資源:地方での活用に関する)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出(P.28)
- (2) スポーツ界におけるDXの推進(P.36)
- (3) 国際競技力の向上(P.38)
- (4) スポーツの国際交流・協力(P.43)
- (5) スポーツによる健康増進(P.47)
- (6) スポーツの成長産業化(P.50)
- (7) スポーツツーリズムの更なる推進(P.53)
- (8) スポーツを通じた共生社会の実現(P.55)
- (9) 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化(P.57)
- (10) スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」(P.58)
- (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保(P.66)
- (12) スポーツ・インテグリティの確保(P.68)

入り口!

総論(地方でのスポーツの活用の考え方)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策
(7) スポーツによる「地方創生」の加速化(P.51)

(7)だけが、地域振興、地方の話ではない。

「まちづくり」として捉えた途端、どの市区町村であつても「地方スポーツ推進計画」に記載できることは無限に広がります。これから「地方スポーツ推進計画」を改定又は新たな策定に取り組まれる町村も多くなります。これらの皆さ

まを含め各町村におかれましては、以上に述べましたことを頭に置きながら第3期計画を1度じっくりとお読みいただければ幸いです。

【ご案内】…スポーツ庁との人事交流

スポーツ庁には、他省庁、独立行政法人、民間からのほか、全国の自治体から出向者があります。100人超の小所帯のうち1割以上が自治体からの出向者です。

人事交流の仕組みとしては、割愛交流、研修派遣のどちらも対応可能です。検討の前段階でも構いません。ご関心をお持ちになりましたら、まずはお気軽に相談いただければと思います。皆様からのご連絡、お待ちしております。

人事交流の連絡先

スポーツ庁政策課 川田(人事担当)

電話: 03-6734-2668

メール: k-kawada@mext.go.jp

●第3期「スポーツ基本計画」本文

https://www.mext.go.jp/sports/content/00021299_20220316_3.pdf



3期スポーツ基本計画

フォーラム

現地レポート

町村独自のまちづくり

小さくても輝く尾瀬の郷

ロマンチックな星空の下、大自然のキャンプを楽しめます。（ほたか牧場キャンプ場）



1 片品村の概要

群馬県 片品村
かた しな むら

片品村は、群馬県の北東に位置し、村の総面積（391.76km²）の92%を森林が占めている自然豊かな村です。

東京から関越自動車道沼田ICを利用して、車で約2時間半。村は観光業・農業を主要産業としており、高地を活かした高原野菜栽培が盛んです。尾瀬の自然豊かな大地と平成の名水百選に選ばれた水を使って栽培された「尾瀬トマト」は絶品です。

春から秋にかけては、本州最大級の高層湿原「尾瀬ヶ原」の絶景を見ようと全国各地から観光客が訪れます。

しかし冬は景色が一変し、一面の雪景色になります。片品村は関東で唯一、特別豪雪地帯に指定されている自治体で、非常に多くの降雪があります。この時期は村内に5カ所あるスキー場で極上のパウダースノーを堪能すること

ができます。

2 尾瀬国立公園

ラムサール条約湿地登録地でもある尾瀬は、日光国立公園の一部として指定をされていましたが、植生が栃木県の日光とは異なることから、「尾瀬国立公園」への実現に向けて活動が始まり、平成19年に日光国立公園と分割され、会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山など周辺地域を新たに加えて全国で29番目の国立公園として「尾瀬国立公園」が誕生しました。群馬県・福島県・新潟県・栃木県にまたがり、区域面積は372km²となり、1つの国立公園とし分離・独立したのは初めてのことでした。

尾瀬国立公園は西に本州最大の山地湿原である尾瀬ヶ原、東に火山堰止湖である尾瀬沼、さらにそれを取り囲む





▲登山ルートへの目印設置

2,000m級の山々からなる山岳地域であります。自然の偉大な恵みが生んだ自然の宝庫である尾瀬。四季を通じてさまざまな花が咲き、代表的な花はなんとと言っても「夏が来れば思い出す」の歌詞で始まる「夏の思い出」に出てくるミスバショウです。夏にはニッコウキスゲが湿原を黄色く染めます。秋には湿原一面が黄金色になり草紅葉も大変きれいで、そのすばらしい風景には誰もが魅了されます。ここ数年は、ワタスゲの大群生が見られるようになり、白い穂がふわふわと風にゆれ、とても心が癒やされます。

また尾瀬は日本有数の豪雪地帯です。初冬の11月から5月の中旬ごろまで尾瀬ヶ原や尾瀬沼は深い雪におおわれ、半年以上が積雪期となります。幾度か尾瀬ヶ原を歩くと真っ白な雪におおわれた季節にも訪れたい気持ちにな

ります。4月下旬から5月中旬にかけての残雪期がそのチャンスです。大型連休のGWの時期ということもあり、残雪の景色を求めて多くの登山者が尾瀬ヶ原に訪れ、白銀に輝く至仏山にはスキーヤー、スノーボーダーがやってきます。そのため、山での遭難防止として片品村遭難対策救助隊による登山ルートへの目印の設置作業が行われ、尾瀬ヶ原の一部の山小屋もGWから営業をスタートします。

片品村は自然の宝庫「尾瀬」への玄関口です。これから令和4年尾瀬のハイカーシーズンが始まります。圧倒的なスケールと開放感を楽しみにぜひお越しください。

3 尾瀬の郷 片品湧水群

村にある尾瀬の郷片品湧水群は優れた水質に加え、清掃、植林、山林保全環境活動等、村民による長年の取組が評価され、平成20年に「平成の名水百選」として認定されました。村を囲む至仏山、武尊山、白根山などの山々に降った雪や雨が地下に浸透し、自然の中でろ過されたおいしい水です。

名水によつては湧水源が深い山林の中にあり、自然環境を守るという方針から立ち入ることができません。そこで村内の10カ所に取水設備を整え、おいしい水を求める人が利用しやすく整備を進めました。それぞれ1番近い水

源から直接水を引いており、一部、地形的にどうしても難しい場合は、水道と同じ貯水池から給水しています（片品村では水道水に湧水を利用しています）。

10カ所の湧水はそれぞれ、①観音様の水②伊閑町の清水③武尊恵水④花咲の出水⑤武尊湧水⑥花の谷湧水⑦丸沼高原湧水⑧尾瀬岩鞍湧水⑨戸倉湧水⑩大清水湧水となっています（詳しくは片品村のHPに掲載されております）。

「おいしい」と言われる水は感覚的な評価のほかに水質検査による裏付けがあります。水に含まれるカルシウムやマグネシウムなどの量を相当する炭酸カルシウムに換算して数値で表したものを「硬度」と言います。例えば硬度が「0～60mg/L」で軟水、「60～120mg/L」で中程度の軟水、「120～180mg/L」で硬水とされて



▲村民の湧水清掃（観音様の水）



▲道の駅前の湧水（花の谷湧水）

います。そして一般に硬度「10～100mg/L」の範囲内の水がおいしい水とされていますが、片品村の湧水は「18～55mg/L」で軟水です。

また溶液中の水素イオンの濃度を「PH」と言います。PH7が基準で中性、それ以下が酸性、以上がアルカリ性となっています。飲み水としての条件としては「PH6.5～8.5」の範囲内が適正とされます。片品村の湧水のPHは「7.3～8.2」。おいしさには根拠があります。ぜひ一度味わってみてください。

これからも豊かな自然を守り、この価値ある大切な水を守っていききたいと思っています。

フォーラム

4 尾瀬ブランド制度

村では、尾瀬の郷・片品村らしい『うんめえもん、いいもん』（おいしいもの、良いもの）の商品の付加価値を高め、村内外へ情報発信することを目的として「尾瀬ブランド」制度を設けています。

この尾瀬ブランドは、『尾瀬国立公園』が誕生した際の記念事業として制度が始まりました。

1回目の認定は平成20年に行われ、認定期間を1期3年とし、現在は『第4次』となる尾瀬ブランド品が認定されています。また令和4年3月末で現行の第4次尾瀬ブランド品の認定期間が満了することに伴い、現在新たに認定が行われ、令和4年4月1日より第5次尾瀬ブランドとして再スタートします。

尾瀬ブランドの情報発信の1つとして、村主催や他自治体様が開催するイベントに参加させていただく際に、試食や販売等を行っています。

実際に目で見て、触れて（食べて）



▲『尾瀬ブランドマーク』
尾瀬の代表花であるミズバショウをモチーフにしており、尾瀬ブランドの『O』、ブランドの『B』をイメージしています。

いただき、片品村にこんな商品があるのだと知っていただくとともに、なぜこの商品が片品村らしいのか、といったような説明を観光情報も混ぜて説明し、お客様と交流しながら、村と尾瀬ブランド、あるいは観光と尾瀬ブランドが結びつくように気を付けています。

例えば認定品のなかには『えこま』の商品があり、なぜ『えこま』が片品らしいのかと言うと、村では昔から「胡麻」と『里芋』は作ってはいけな、と言われていました。その理由は「日本武尊が芋殻で足を滑らせ、胡麻の殻で目を突き傷めた」という言い伝えがあるためです。そのため村内では胡麻と里芋を今でも作らず、胡麻のかわりに『えこま』が昔から育てられています。また、武尊山に建てられた日本武尊の像は、この言い伝えのとおり片目がありません。

そういったエピソードを交えるとお客様も喜んでいただけますし、武尊山は日本百名山でもあるので、登山が好きな方も興味を持っていたけます。

やはり村の認定商品とはいえ、他自治体様においても同様の取組が行われており、それ単体では付加価値としては弱いと思われるので、前記のエピソードのような違う面からのアプローチやフォロワーも検討していかなければなりません。

5 観光交流連携拠点
道の駅尾瀬かたしな

片品村の産業は概要のとおり、高原野菜の栽培を中心とした農業と、尾瀬や日光白根山などの登山、スキーやスノーボードなどのウィンタースポーツを中心とした観光が主となっていますが、観光客数の減少傾向が続いており、雇用機会の減少、若者の流出による人口減少が課題となっています。

そこで、この課題に対応するため、「第3次片品村総合計画後期基本計画」において、村中心地に交流連携拠点エリア「尾瀬の郷駅」の整備構想が盛り込まれました。

村民の約4分の1にあたる1、200人のアンケートにより、特に農産物



▲道の駅「尾瀬かたしな」空撮



▲尾瀬名水うどん

直売所やレストランの整備などを求める声が多かったことを踏まえつつ、有識者や多くの村民と打ち合わせを重ねて整備計画が策定され、「道の駅尾瀬かたしな」が平成30年7月21日にオープンしました。

村内産の高原野菜や加工食品、工芸品、土産品などを取り扱う農産物直売所「かたしな屋」では、昼夜の寒暖差によって生み出される質の高い高原野菜が人気で、トウモロコシは特におすすめです。

「かたしな食堂」では、片品村でつめっこ（すいとん）や、たらし焼き、おやきやうどんなどのコナモノ料理が根付いていることや、村内の水が平成の名水百選に選定されていることから、自家製麺の「尾瀬名水うどん」を提供しているほか、村内の珍しいダ

ムをモチーフにした「丸沼ダムカレー」なども提供しています。

また、他に例を見ない取組として、村民が交替わりで料理を提供する「村民キッチン」があり、キノコや山菜を活かした定食や、片品産トマトなどを活かした石窯焼きピザを提供するなど、訪れる毎に違った片品ならではの味を楽しむことができます。

天然温泉を使った足湯があり、尾瀬アヤマ平などの稜線を眺めながらのんびりと浸かれれば日々の疲れを癒すことができますとお客様に好評です。

最近ではワンちゃん連れのお客様も増えていることからドッグランを増設したほか、廃校からピアノを移設してストリートピアノとして設置し、冬季は豪雪を活かして雪の滑り台やかまくらを整備するなど、村と運営会社が一致協力して、お客様に喜んでいただけるよう、魅力向上に取り組んでいます。

6 むらづくり

近年少子高齢化が社会問題となっていますが、他項でも申し上げたとおり、過疎化が進んでいる片品村にとっても人口減少は大きな課題となっています。観光人口の減少もありますが、今まで村の観光資源は、多くの住民の方の協力により、守り維持することができました。これ以上の人口減少は、今まで当たり前にあった資源の存続が危

ぶまれることとなります。人口の減少を止めるのは容易なことではありません。

観光資源を持続可能にするためには何が必要か、また、いつまでにどんなことをやらなければならないのかなどを明確にする必要があります。

片品村には魅力ある観光資源が豊富にあります。その資源をもう一度見直し、磨き上げること。1つでは目立たないものでも他のものと結びつければ大きな輝きがあるものになることもあると思います。これから生活様式の変化によって来訪者のニーズが更に多様化し、今まで以上に自然環境の多い地域への関心が高まると予想されます。

首都圏から2時間あまりという立地条件を活かして、高地の魅力である高原野菜と観光との連携を促進し、さらにカーボンニュートラルな社会に対応した観光地づくりに取り組んで行きたいと思っています。

コロナ禍で大変な時ではありますが、なんとしてもこの難局を乗り越え、また種がやがて成長し、実となって、綺麗な花を咲かせられるようアフターコロナを見据え、村一丸となり頑張ります。ぜひ一度、片品村へ遊びに来てください。皆さまのご来村を心よりお待ちしております。

片品村 むらづくり観光課

車両共済(保険)のご案内 (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里(取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

情 報



「森林サービス産業」推進地域及び「森林サービス産業」モデル地域等を募集します！

募集期限：令和4年6月10日まで

「森林サービス産業」は、森林空間が生み出す恵みを活用した「健康」「観光」「教育」等に関わるサービスを、地域内で複合的に生み出す産業です。

人口減少社会や人生100年時代を迎える中、「森林サービス産業」は「林業の成長産業化」とともに山村地域に雇用と収入機会を生み出すことで、山村振興・地方創生に寄与することが期待されています。

「森林サービス産業」検討委員会では、「森林サービス産業」の推進に向け、企

業の健康経営や従業員のメンタルヘルス対策・健康づくりに貢献するために求められるエビデンス取得手法等や、地域における推進方策等が整理されました。また、こうした取組を推進することで、山村地域において「関係人口」の創出や、山村の新たな価値の発見につながるものが指摘されています。

★詳しくは、林野庁ホームページ参照
<https://www.rinya.maff.go.jp/sanson/kassei/sangyou.htm>

I 「森林サービス産業」推進地域」登録の募集

地域内外の民間事業者等と連携して、新たな「森林サービス産業」の創出を目指す意欲のある農山村地域を「森林サービス産業」推進地域（以下、推進地域とつづ）として登録し、ポータルサイトや「森林サービス産業」の創出に関心のある産官学民が参集している「Forest Styleネットワーク」（事務局：林野庁）の会合等で紹介することで、民間事業者とマッチングを促進します。

1 推進地域登録のメリット

- ① ポータルサイト等での紹介
- ② 「Forest Styleネットワーク」会合で

の紹介・マッチング

- ③ 「森林サービス産業」の基本的な考え方や先行事例等についての研修に参加

2 登録方法

- (1) 公募要領・申請様式
左記ホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。
<http://www.green.or.jp/topics/ts2022/>
- (2) 募集期限
【第1弾登録】令和4年6月10日まで

II 「モデル地域・準モデル地域」の募集（健康経営分野）

近年「働き方改革」等に対応する人々のライフスタイルの変化や、心身の健康づくりの場として森林空間を利用しようというニーズの高まりが見られます。

そのため令和2・3年度には、企業の健康経営に着目し、より具体的に「森林サービス産業」を創出していくため、「森林サービス産業」「モデル地域等」を公募し、計23地域でモデル事業を展開してきました。

今年度も引き続き、「森林サービス産業」の事業スキームの創出に取り組み地域を「モデル地域」「準モデル地域」として選定し、各地域が抱える課題解決や、地域に応じたモデル手法を開発する取組を支援します。

1 募集する地域と支援内容

- モデル地域（事業化段階）3団体程度
新たな「モデル手法」開発、「モニターツアー」開催、「エビデンス」取得・集積・

活用、「地域ワークショップ」開催等を支援します。（助成額：3団体総額で450万円を限度とします）

- 準モデル地域（準備段階）3～5団体
地域での「課題解決型研修会」の開催を支援します。（講師の派遣等、予算の範囲で実施します）

なお、モデル地域、準モデル地域には、共通で「コーディネーター養成研修」を実施します。

* 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、開催時期の変更やオンラインでの開催等となる場合もあります。

* モデル地域、準モデル地域への応募には、推進地域への登録が必要です。

2 支援対象期間

令和5年2月末まで

3 申請方法

- (1) 公募要領・申請様式
「森林サービス産業」「モデル地域等（健康経営分野）」創出支援事業 特設ホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。
<http://www.green.or.jp/topics/ts2022/>
- (2) 募集期限
令和4年6月10日まで

◇問合せ先

公益社団法人国土緑化推進機構
政策企画部
電話 03-3262-38003
E-mail foreststyle@green.or.jp

随 想

住民自治と
協働のまちづくりおおき きみ お
福岡県大木町長 境 公 雄

財団法人ひしのみ国際交流センターは、町民・事業所・町が連携して、これからのまちづくりを担う人材を育成する目的で、平成2年に設立されました。運営はふるさと創生基金から町が5千万円出資し、その運用益と町民会員や事業所会員の賛助会費、町の補助金が当てられます。原則2か月間一人旅を条件に研修生を募集し、研修計画や目的が適切で

ある場合は、100万円を上限に交通費や滞在費が支給されます。現在まで約60名の研修生が世界各地で研修を行い、町内外で国際感覚を持った人材として活躍しています。私も平成3年にドイツを中心にヨーロッパ諸国を1人で回り、ドイツや周辺国のまちづくりや人々の暮らし、価値観を直接肌で感じて、カルチャーショックを受けて帰国した研修生の1人です。その経験が行政職員としてのその後のまちづくりの源となり、町民の皆さんとの協働による先進的な環境施策の数々を実現することができました。

ひしのみ国際交流センターの活動は町民・事業所・町の協働による人材育成の仕組みは、大木町の協働のまちづくりの象徴であります。

さて、大木町は、人口約1万4、000人、面積18・44km²、筑後平野の中心部に位置し、キノコや葛、アスパラ生産など農業が盛んで、掘割が町の面積の14%を占める自然豊かな町です。合併を選択しなかったコンパクトな町のサイズは、住民と行政の距離が近く、協働のまちづくりを進めるうえで最適な条件であり、それは大木町の強みになっています。

す。全国町村会100周年記念大会の講演で、東京大学大森彌名名誉教授が「町村の小さいことに大きな意味があるリスモール・イズ・ビューティフル」と言われたことがとても印象的で、小さい町だからこそできること、それはこれからのリスク社会に対する最も効果的な備えになると感じています。

ところで、憲法第92条で謳われている地方自治の本旨において地方自治の在り方は「団体自治」と「住民自治」の2つの要素から成立し、これらはしばしば「車の両輪」として例えられています。しかし、地方自治の発展にとって、特に住民自治は(住民の意思と責任に基づいて行政を行う原則のこと)その成熟が求められているといわれています。これまで大木町が進めてきた協働のまちづくりは、住民を巻き込んでさまざまな取組を行ってきましたが、地方自治の本旨に則った住民の意思と責任が反映されてきたのか、少し自信のないところがあります。協働のまちづくりをより発展させていくためには、住民や地域が自立し、行政と対等な関係を築くことが必要ではないか。そのためには、まずは町内の

行政区(主に集落単位)における自治会の設立が不可欠だと判断しました。現在は行政区長制度により町の補助的業務を担っていますが、これは円滑な行政運営を目的にしたどちらかというと行政目線の地域制度であり、地域住民の間に明確な自治意識を育てるものとはほど遠いと感じています。一方で、祭りやイベント、防犯・防災活動などの地域活動は、全体として衰退してきており、地域の絆が希薄化しつつあります。人口減少や高齢化、気候変動の影響による災害の頻発など深刻さを増す地域課題に対する最大の備えは地域の絆であり、地域住民が日常的に協力し助け合う共助社会を作ること、そのためには地域自治活動の活性化が不可欠だと感じています。私の町長としての最大の役割は、地方自治の本旨に則った、持続可能な町のイメージを具体的に掲げ町民と共有すること。町の細胞である自治会・校区単位で地域自治を担う校区自治組織・行政の発展的な関係を築くことが協働のまちづくりの目指す姿であり、その実現に向けて全力で取り組んでいきたいと思っています。